

告 示

埼玉県告示第九百五十六号

令和五年埼玉県告示第二百三十六号（令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

第二号イ(2)中「埼玉県草加市学園町一番一号」を「埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五」に、「獨協大学」を「大宮ソニックスティ」に改め、同号イ(2)(三)を削る。